

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課 企画担当	
不利益処分名	一般廃棄物処理施設の改善命令等	
根 拠 法 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
根 拠 条 項	第9条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5217 )	
処 分 基 準	基 準	<p>(改善命令等)</p> <p>第9条の2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第8条の2第1項第1号若しくは第8条の3第1項に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。</p> <p>(2) 第8条第1項の許可を受けた者の能力が第8条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>(3) 第8条第1項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(4) 第8条第1項の許可を受けた者が第8条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）